

○筑西市マスコットキャラクター「ちっくん」着ぐるみ貸出要綱

平成24年8月27日

市告示第132号

(趣旨)

第1条 この要綱は、筑西市を広くPRするために作成した筑西市マスコットキャラクター「ちっくん」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(着ぐるみの貸出し)

第2条 市長は、市の業務に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみの貸出しを希望する者が企画又は実施するイベント等で本市のイメージアップに資すると認められる場合に着ぐるみを貸出すことができる。

2 前項の規定による着ぐるみの貸出期間は、6日間を限度とする。ただし、貸出期間が他と重複しない場合であって、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(貸出し対象者)

第3条 着ぐるみの貸出しの対象となる者は、市内に活動の拠点を置き、その主たる構成員が市内に在住、在勤又は在学する団体、学校、企業その他市長が適当と認めた者とする。

(貸出しの申請)

第4条 着ぐるみの貸出しを希望する者(以下「申請者」という。)は、着ぐるみ貸出申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、貸出しを受けようとする日の3か月前から7日前までに提出しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(貸出しの承認等)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸出しを承認するものとする。この場合において、同一日に複数の申請があった場合は、原則として先着順に承認するものとする。

(1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。

(2) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。

(3) 市及び「ちっくん」の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。

(4) 営利を目的として使用し、又は使用するおそれがあるとき。

(5) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、着ぐるみの貸出しについて市長が不適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により、申請を承認するときは、着ぐるみ貸出承認通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の承認に際し、条件を付することができる。

4 市長は、第2項に規定する貸出承認通知書を通知した後であっても、市の業務に支障が生じる場合その他やむを得ない事情があると認めたときは、貸出しの承認を取り消すことができる。

5 市長は、着ぐるみの貸出しを承認しない場合は、着ぐるみ貸出し不承認通知書(様式第3号)を申請者に通知するものとする。

(貸出し料)

第6条 着ぐるみの貸出料は、無料とする。ただし、着ぐるみの運搬等に係る経費は、前条第2項の規定により貸出しの承認を受けた者(以下「使用者」という。)の負担とする。

(順守事項)

第7条 使用者は、着ぐるみの使用にあたっては、次に掲げる事項を順守しなければならない。

(1) 周囲の安全に十分配慮するとともに、必ず補助者を1人以上付けること。

(2) 着用の際は、以後の使用者が快適に使用できるよう気をつけること。

(3) 着ぐるみの中に入る人の健康管理を十分に行うこと。

(4) マスコットキャラクターのイメージを保つため、着ぐるみ着用時に声を出し、又は公衆の面前での着脱をしないこと。

(5) 着ぐるみを火気及び水気の近辺で使用しないこと。

- (6) 雨天等で天候が悪化している場合は、屋外での使用はしないこと。
- (7) 着ぐるみの改造等をしないこと。
- (8) 着ぐるみを第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (9) 貸出し期間を順守すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に付した条件に従って使用すること。
(貸出承認の取消し)

第8条 使用者が前条に定める事項を順守しなかったとき又はこの要綱に違反したときは、貸出承認を取り消すとともに、以後の貸出しを承認しない。

- 2 前項に規定する取消しによって、使用者に損害が生じることがあっても、市長はその責めを負わない。
(原状回復)

第9条 着ぐるみを損傷又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により修理、修復、クリーニングその他必要な処置を行い原状に回復しなければならない。ただし、通常の使用による損耗についてはこの限りではない。

- 2 着ぐるみを紛失し、又は修理若しくは修復が困難な状態までに損傷した場合は、特別な理由があるときを除き、使用者が実費弁償しなければならない。

(市の責任)

第10条 着ぐるみの使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、市は一切その責めを負わない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか着ぐるみの貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

着ぐるみ貸出申請書	
年 月 日	
筑西市長 様	
(申請者) 所 在 団 体 名 代 表 者 名 電 話 番 号 印	
着ぐるみの貸出しを受けたいので、筑西市マスコットキャラクター「ちっくん」着ぐるみ貸出要綱第4条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。	
イベント等名	
イベント等の内容及び使用方法	
使用場所	
対象者及び参加予定人数	
使用期間	年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで 日間
貸出希望期間	(借受日時) 年 月 日 () 時 (返却日時) 年 月 日 () 時 【原則、使用日1日前に貸出し、使用日の翌日返却とします。(市役所閉庁日を除く。)】
使用責任者	電話番号
備考	

※ イベント等の内容がわかる資料があれば添付してください。(必要に応じて事業計画書や実施団体の組織概要書等の提出を求める場合があります。)

着ぐるみ貸出承認通知書

（申請者）

様

筑西市長

印

年 月 日付けで申請のありました着ぐるみの貸出しについては、次のとおり決定しましたので、筑西市マスコットキャラクター「ちっくん」着ぐるみ貸出要綱第5条の規定により通知します。

イベント等名	
貸出期間	年 月 日（ ）時から 年 月 日（ ）時まで
使用期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
使用場所	
付帯条件	(1) 筑西市マスコットキャラクター「ちっくん」着ぐるみ貸出要綱を順守すること。 (2) 着ぐるみ使用説明書に従って使用すること。 (3) 着ぐるみの借受、返却については、申請者が行うこと。 (4) 着ぐるみが破損、汚損等した場合は、実費にて原型復旧又は弁償すること。 (5) 虚偽の申込みにより使用した場合又は筑西市マスコットキャラクター「ちっくん」着ぐるみ貸出要綱に反する場合は、貸出しの承認を取り消す場合があります。
備考	

着ぐるみ貸出不承認通知書

（申請者）

様

筑西市長 印

年 月 日付けで申請のありました着ぐるみの貸出しについては、次のとおり不承認としましたので、筑西市マスコットキャラクター「ちっくん」着ぐるみ貸出要綱第5条の規定により通知します。

イベント等名	
不承認の理由	<p>【根拠】</p> <p>筑西市マスコットキャラクター「ちっくん」着ぐるみ貸出要綱</p> <ul style="list-style-type: none">・ 第5条第1項第 号に該当するため。 <p>【理由】</p>
備 考	

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第5条関係)